

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の改正について

1 鳥獣保護管理事業計画

- 国の基本指針に即して、県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた5カ年計画
- 計画には、鳥獣保護管理行政の方針と、その実現に向けての具体的取り取組を記載
- 第11次の計画期間が平成29年3月31日で終了するため、平成29年4月1日から第12次計画を開始する予定

2 第二種特定鳥獣管理計画

- 鳥獣保護事業計画の下位の計画として、農作物被害が深刻な状況にある鳥獣の対策を獣種別に定めたもの
- 現行の「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」（以下、第3次計画という。）は、平成27年5月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」施行に伴い、平成24年に作成した「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」を一部改正したものである
- 第3次計画の目標は以下のとおりであり、同計画に基づき対策を実施
 - 地域個体群の保全
 - 被害の軽減
- 平成29年3月31日で、第3次計画の計画期間が終了するため、次期計画を策定する必要がある。

3 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の改定ポイント

- 計画の対象区域に御宿町を新たに追加
- 交雑対策の実施状況を新たに追加
- ニホンザルを管理する上で重要な群れの把握の手順を明確化
- 個体数調整の考え方を整理